

山口県業務委託技術検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県が発注する建設工事に係る設計、測量、調査等業務委託（以下、「業務委託」という。）について行う技術的検査（以下、「技術検査」という。）及び業務委託の成績評定に関し必要な事項を定め、業務委託の適正かつ能率的な実施を確保するとともに、建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(技術検査の実施)

第2条 技術検査は、業務委託の完了を確認するとき（この技術検査は、以下、「完成検査」という。）及び業務委託の完了前に部分引渡しがある場合において、当該部分の確認をするとき（この技術検査は、以下、「出来高検査」という。）に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務委託の途中において、契約担当者が必要と認めたときは、技術検査を行うものとする。（この技術検査は、以下、「中間検査」という。）

(技術検査を行う者)

第3条 技術検査を行う者（以下、「検査職員」という。）は、業務委託毎に契約担当者が任命するものとする。

2 検査職員は、次の各号の1つに該当する検査を行う場合を除き、当該業務委託の監督職員が検査職員の職務を兼ねることはできない。

(1) 検査を行うために特別の技術を要するため、監督職員以外の者により行うことが困難な検査

(2) 上記(1)の他、監督職員以外の者により行うことが困難な検査

(技術検査の内容)

第4条 技術検査は、当該業務委託の成果を対象として、業務委託の契約書及び委託契約における設計図書（以下、「契約図書」という。）に基づき成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか、業務委託に係る事務が適正に処理されているか、検査を行うものとする。

(技術検査の方法)

第5条 検査職員が技術検査を行うにあたって必要な技術基準は、別に定めるところによるものとする。

2 検査職員は、監督職員及び受注者、又は管理技術者等（管理技術者、照査技術者及びその業務委託の関係技術者をいう。）の立ち会いを求め検査を行うものとする。

(業務委託の成績評定)

第6条 検査職員は、完成検査を行ったときは業務委託の成績評定を行うものとする。

2 成績評定の方法等は、別に定める「山口県業務委託成績評定要領」により行うものとする。

(技術検査結果等の復命)

第7条 検査職員は、技術検査及び業務委託成績の評定を完了したときは、遅滞なく当該技術検査等の結果について業務委託技術検査復命書により、契約担当者に復命するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。